

# 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理 機構の平成24年度の業務実績の評価結果

平成25年8月19日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成24年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に発足した独立行政法人である。

平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された。

平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）により、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、社会保険病院・厚生年金病院等（併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の運営・管理等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「新機構」という。）に今後改組されることとなった。

新機構への改組日については、当該改正法の公布の日（平成23年6月24日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、平成24年3月に公布された「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成24年政令第42号）により、平成26年4月1日とされた。

これを受けて、平成24年3月に、中期目標等を変更し、施設整理機構の中期目標期間を、平成17年10月1日～平成24年9月30日までの7年間から、平成17年10月1日～平成26年3月31日までの8年6月間に変更するとともに、平成24年度以降は新機構への改組の準備を行うといった業務を追加している。

本年度の施設整理機構の業務実績の評価は、厚生労働大臣が定めた平成24年3月の変更後の中期目標（平成17年度～25年度）の第8年度（平成24年4月～25年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成22年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成22年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成23年12月9日同委員会。以下「2次意見」という。）及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）等も踏まえ、評価を実施した。

平成21年度までの施設整理機構の評価に当たっては、施設整理機構は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、施設整理機構設立後（平成17年10月）から平成22年9月までの5年間で全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止することを使命とし、譲渡に当たっては、価格は極力高く、かつ、全ての施設を譲渡するという、両立が極めて困難な2つの大きな使命（ミッション）を与えられていたことから、

- ・ 施設整理機構設立後から平成22年9月までの5年間で施設整理機構に出資した全ての年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止をする
- ・ 各年度にあっては、年度計画に定める年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止をする
- ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定するといった事項についての評価を基本とし、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価をこれまで実施してきた。

また、平成22年度の施設整理機構の評価に当たっては、平成21年度までの評価に加え、2度にわたる独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律により、平成22年8月公布の法改正では存続期限が2年間延長されたが、平成22年度時点では、新組織への改組について不透明な状況であったという特異な経過を踏まえ、

- ・ 施設整理機構の当初の使命（ミッション）は、5年間で年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）を譲渡又は廃止することであったこと
- ・ 平成22年8月公布の法改正により、施設整理機構の存続期限が2年間延長された一方、社会保険病院等については、最終的な受け皿組織が決まらない中で運営・管理を行い、厚生労働大臣からの譲渡指示に備えてきた

こと

から、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡又は廃止と社会保険病院等の運営・管理又は譲渡への対応を分けて評価を行うとともに、年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡に関しては、平成22年9月までに年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）300施設全ての譲渡が完了したことから、譲渡完了に至る期間を含めて評価を行ったところである。

平成23年度においては、平成23年6月公布の法改正により、年金福祉施設等の譲渡又は廃止から社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて業務内容が大きく変化したこと、また、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことにより社会保険病院等に大きな被害があったことを踏まえ、本年度の評価に当たっては、

- ・ 厚生労働大臣からの譲渡指示のあった健康保険鳴門病院（看護専門学校を含む。以下「健康保険鳴門病院等」という。）及び川崎社会保険病院（介護老人保健施設を含む。以下「川崎社会保険病院等」という。）の譲渡
- ・ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被害を受けた病院の復旧
- ・ 社会保険病院等の運営・管理等を目的とした新機構への改組に向けて、引き続き地域医療に貢献できるよう、社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握するために実施した財務調査（第2フェーズ）の実施及び分析・検討を行うためのデータを整備

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫について、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮し評価を行った。

平成24年度においては、社会保険病院等の譲渡業務が平成23年度の2病院から平成24年度は6病院となったこと、また平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うこととなったことを踏まえ、本年度の評価に当たっては、

- ・ 新機構への改組に向けて、準備業務を行う組織体制の整備、社会保険病院等の委託先団体との調整及び新機構の運営方針の策定
- ・ 新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運用と適正な内部統制を確保する観点から、実施した財務調査（第3フェーズ）の実施及びその対応
- ・ 厚生労働大臣からの譲渡指示のあった健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院（老人保健福祉施設を含

む。以下「東京北社会保険病院等」という。)、社会保険鰹沢病院(老人保健福祉施設を含む。以下「社会保険鰹沢病院等」という。))及び社会保険紀南病院(社会保険紀南看護専門学校を含む。以下「社会保険紀南病院等」という。))の譲渡業務への取組み

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫について、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮し評価を行った。

## (2) 平成24年度業務実績全般の評価

新機構への改組に向け、平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置した一方で、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保しつつ、施設部を廃止するなど実態に即した組織・人員体制の見直しを行い、効率的な体制を確立したことは評価できる。

改組準備に向けての初年度であったが、社会保険病院等の院長との会議や委託先団体等との打ち合わせなどを通じて精力的に検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の大枠として運営方針を確定させており、改組に向けた準備作業は着実に前進したものと認められ、大いに評価できる。

改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握されるなど、準備作業を進める中で様々な困難が明らかとなったが、委託先3団体のすべての病院長からなる院長会議を計6回開催するなどにより、新機構の使命、人事、給与、財務など新機構の運営の方針について徹底的に議論を行い、大枠として運営方針を確定させ、ほぼ工程表通りに進めており、平成25年度の詳細かつ具体的な組織づくりへの基盤づくりを行った点、評価できる。

新機構への移行に備え、平成22年度以降に実施した財務調査(第1・2フェーズ)に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、内部統制実施状況も加えた財務調査(第3フェーズ)を行い、残高確認のみならず業務フローにまで踏み込んで、各施設における現

金、預金、医業未収金、買掛金、未払金及び預り金等の各勘定が適切な相互牽制のもとで管理されているかなどについて実地調査を行った。その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成24年12月に中間報告、平成25年3月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行い、調査結果を機構ホームページでも同時に公表するとともに、今後改善が必要な点（診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。収納された現金の残高と医事会計システムにおける残高の整合確認が行われていない。適切な現金管理のための体制等の構築など。）については、病院を運営する各団体等に対し適切な運営ができるよう指導を行っており、評価できる。

年金福祉施設等（社会保険病院等を除く）の譲渡は、平成22年度までに全て終了しており、平成23年度においては、健康保険鳴門病院等は平成24年3月28日付けで徳島県と13.4億円で売買契約を締結している。平成24年度においては、川崎社会保険病院等は平成24年5月18日付けで医療法人社団葵会と60億円で売買契約を締結、東北厚生年金病院は平成24年12月11日付けで学校法人東北薬科大学と7.6億円で売買契約を締結、東京北社会保険病院等は平成25年1月23日付けで公益社団法人地域医療振興協会と38.3億円で売買契約を締結しており、平成24年度中の契約ベースの譲渡は3病院で売却額は105.8億円、売却原価比154.8%であり、年金資金の損失の最小化に貢献し、目標値である売却原価比の100%以上を十分に達成した。この結果、発足以来の譲渡実績は契約ベースで、売却額2,341億円で、出資価格対比195億円のプラス、109.1%となっており、出資価格総額を上回る売却額を確保した。

厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成23年度の2病院から平成24年度は6病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等）に増えたが、進捗管理の徹底が図られ適切に実施しており、特に東北厚生年金病院については、譲渡指示から引き渡しまでが5ヶ月と非常に短い期間であったが、進捗状況についての打合せを頻繁に実施することにより円滑な譲渡が行われたと認められ、評価できる。

このうち、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の2病院については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知の変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初め

でのケースへの対応であるが、随意契約という困難な譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ価格交渉を行い適切に行ったものと認められる。

なお、一般管理費（人件費を除く）は、調達の実績や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取り組みに努めた結果、平成17年度との比較で過去最高の60%節減、平成23年度決算額との比較でも15%の節減となっており、評価できる。

人員の削減についても、中期計画の目標を大幅に上回る削減を達成するとともに、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）及び「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づく人件費の削減を図り、効率的な執行に努めたことも評価できる。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、次の2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 効率的な業務運営体制の確立

社会保険病院等の譲渡指示に備えて業務の外部委託を行うとともに、平成24年3月30日に中期目標が見直され、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置した一方で、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保しつつ、施設部を廃止するなど実態に即した組織・人員体制の見直しを行い、効率的な体制を確立したことは評価できる。

新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている約60の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機構推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた。その一方で、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、

平成24年度末の常勤役職員数は24名となっており、平成17年度に比べて目標の8%を大幅に上回る41.5%の削減となっており、評価できる。

また、社会保険病院等の譲渡に効率的かつ弾力的に対応するため、物件概要書の作成及び入札関連書類の配布等の入札補助業務及び病院の譲渡にかかる病院事業の引き継ぎ支援業務並びに社会保険病院等の運営管理に資するため、社会保険病院等に係る財務及び内部統制に関する調査業務（第3フェーズ）及び社会保険病院等の不動産価格に係る鑑定業務について、外部委託を実施した。

また、平成24年4月1日に新たに国から出資された船員保険病院については、船員保険会と経営委託契約を締結した。

このように、業務内容の実態に合わせて効率的かつ適切な組織体制を整備したことは評価できる。

なお、施設整理機構全体の業務体制としては、新機構への移行準備業務の比重が高いため、厚生労働省からの出向者が半数超を占めているが、独立行政法人としての機能を十分発揮する観点から、今後は業務の展開状況に応じて積極的に民間出身者を登用した体制が確立されることに期待したい。

## **（2）業務管理の充実**

厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成23年度の2病院から平成24年度は6病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰹沢病院等及び社会保険紀南病院等）に増えたが、進捗管理の徹底が図られ適切に実施しており、特に東北厚生年金病院については、譲渡指示から引き渡しまでが5ヶ月と非常に短い期間であったが、進捗状況についての打合せを頻繁に実施することにより円滑な譲渡を行われたと認められ、評価できる。

また、平成24年4月1日に国から出資された船員保険病院（3病院）に係る諸情報をデータベース化するとともに、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行ったことも評価できる。

施設整理機構保有施設や施設整理機構以外の機関が保有する物件につき、施設整理機構を通じて優先譲渡・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられていることから、これらの偽情報による被害の発生

を抑止するため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うとともに、ホームページにおいて周知を図っている。

### (3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（人件費を除く）は、調達の実行の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取り組みに努めた結果、平成17年度との比較で過去最高の60%節減、平成23年度決算額との比較でも15%の節減となっており、評価できる。業務経費については、予算比で大幅に減少しているが、主な減少要因は、災害復旧整備が発生しなかったこと、耐震補強工事の完了時期が平成25年度となり、当初予定していた支払が発生しなかったことが主な要因であるが、これを除いた経費についても、業務内容の精査、一般競争入札の徹底、事務所の移転による貸借料の削減や業務費における冗費の点検削減についても着実に進められている。

人員の削減についても、中期計画の目標を大幅に上回る削減を達成するとともに、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した役員及び職員の俸給月額を引き下げ及び「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づく役員職員の退職金の削減措置を行うことにより人件費の削減を図り、効率的な執行に努めている。

各種契約に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）や「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日厚生労働大臣通知）等に基づき、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査、指導を受けることの体制の整備が図られている。

### (4) 各施設の経営状況等の把握、施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

財務調査を行い各施設の経営状況等の把握に努めるとともに、厚生労働省から譲渡指示が出された社会保険病院等について、地元自治体と綿密な協議・連絡を行い、譲渡の手続きが適切に行われたことは評価できる。

具体的には、平成22年度より実施してきた財務調査（第1・2フェーズ）に引き続き、平成24年度においても、平成24年3月の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査（第3フェーズ）により、資産を含めた経営状況

等を把握している。

また、平成24年11月9日付けで厚生労働省から譲渡指示が出された、東北厚生年金病院については宮城県及び仙台市より、東京北社会保険病院等については東京都及び北区より、それぞれ厚生労働省に寄せられた意見を踏まえ譲渡条件等について説明を行い、譲渡条件を決定した。平成24年12月10日付けで厚生労働省から譲渡指示が出された社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等については譲渡条件等について協議を開始したところであるが、社会保険鰺沢病院等については山梨県及び富士川町に、社会保険紀南病院等については和歌山県に、それぞれ譲渡条件等の要望について説明を行い意見を徹し、協議を開始した。

さらに、平成24年4月1日に出資された船員保険病院（3病院）に係る諸情報をデータベース化するとともに、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。

#### （5）年金福祉施設等の譲渡又は廃止

厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成23年度の2病院から平成24年度は6病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等）に増えたが、このうち、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知の変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応であり、随意契約という困難な譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ行ったことは評価できる。

平成24年度において行った具体的な譲渡業務は、

- ・ 平成24年3月28日付けで委託先団体である徳島県と売買契約を締結した健康保険鳴門病院等について、引渡しに向けた譲渡先団体との調整等の業務を実施した。
- ・ 平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等について、平成24年5月18日に一般競争入札を実施した。医療法人社団葵会が落札し、同日付けで売買契約を締結した。（契約金額：6,000百万円）

- ・ 平成24年11月9日付で厚生労働省より学校法人東北薬科大学への譲渡指示のあった東北厚生年金病院については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市の意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成24年12月11日付けで売買契約を締結した。(契約金額：760百万円)
  - ・ 平成24年11月9日付で厚生労働省より委託先団体でもある公益社団法人地域医療振興協会への譲渡指示のあった東京北社会保険病院等については、所在地方公共団体である東京都及び北区からの意見を踏まえた上で鑑定価格等に基づき譲渡条件等を設定し、平成25年1月23日付けで売買契約を締結した。(契約金額：3,825百万円)
  - ・ 平成24年12月10日付で厚生労働省より富士川町への譲渡指示のあった社会保険鰯沢病院等については、山梨県富士川町との協議を開始した。
  - ・ 平成24年12月10日付で厚生労働省より公立紀南病院組合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院等については、同組合との協議を開始した。
- 平成24年度中の契約ベースでの譲渡実績については、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院の3病院で、売却額は10,575百万円、売却原価比は154.8%であり、年金資産の損失の最少化に貢献し、目標値である売却原価比の100%以上を十分に達成しており、評価できる。併せて、病院職員の雇用の継続を図っている。

このうち、厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、譲渡を希望する者(学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会)について、譲受けの方針等の入念な分析等を行い、譲渡対象とすることに支障がないことを確認した上で、地域医療の確保を図りつつ、鑑定価格に基づいた価格とする等、随意契約という困難な譲渡業務を適切に行っている。

また、社会保険小倉記念病院については、平成24年3月31日付けで経営委託先である財団法人平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金(4,482百万円)を受領した。

なお、社会保険病院等の譲渡については、地域医療の継続を維持しつつ、年金資金等の損失の最小化を図る観点から、譲渡価格の設定及び譲渡契約について引き続き説明責任を果たすことが強く求められていることから、独立行政法人の特性を生かし、内部の更なる体制整備を行うとともに外部の有識者で構成される譲渡業務諮問委員会のチェック機能が十分発揮されることを期待したい。

## (6) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

財務調査等により社会保険病院等の経営状況及び資産状況等を把握し、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や耐震補強工事を実施することにより、地域の医療体制を損なうことのないよう配慮して運営を行ったと認められ、評価できる。

具体的には、委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない13病院の機能維持整備を完了し、また、建物の耐震性に問題がある5病院の耐震補強工事を施設整理機構の費用負担により行い2病院については完了しており、病院の資産価値の保全を行うとともに地域医療を損なうことのないよう手当した。

新機構への移行に備え、平成22年度以降に実施した財務調査（第1・2フェーズ）に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、内部統制実施状況も加えた財務調査（第3フェーズ）を行い、残高確認のみならず業務フローにまで踏み込んで、各施設における現金、預金、医業未収金、買掛金、未払金及び預り金等の各勘定が適切な相互牽制のもとで管理されているかなどについて実地調査し、今後改善が必要な点については、病院を運営している各団体等に対し、適切な運営ができるよう指導を行っており、今後改善されることを期待したい。

平成24年4月に出資された船員保険病院（3病院）にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。また、これらの船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。

個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの確認、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行っている。

## (7) 買受需要の把握及び開拓

厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等の譲渡については、現に入院・外来診療を行っている病院を、一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームとなることから、必要な体制を整備し、過去、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かして準備を行い、

外部アドバイザーを活用して買受需要を把握したうえで、平成24年5月18日に一般競争入札を実施したことは、評価できる。

また、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更となり、①社会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた。東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応であるが、譲渡を希望する者（東北厚生年金病院は学校法人東北薬科大学、東京北社会保険病院等は社団法人地域医療振興協会）について、譲受けの方針等の入念な分析等を行い、譲渡対象とすることに支障がないことを確認した上で、前例のない譲渡業務を的確に実施したと認められる。

## **(8) 情報の提供**

川崎社会保険病院等の入札に係る公告は官報に掲載し、ホームページにも入札情報を掲載するとともに、川崎市役所記者クラブへの情報提供等を実施し、より周知を図っている。また、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の売買契約締結についても、ホームページに掲載し、適切に情報開示がなされていると認められ、透明性の確保に引き続き努めている点は評価できる。

また、今年度は、平成24年3月30日に中期計画を見直し、新機構改組へ向けて必要な準備を適切に行うとしたことから、ホームページの一部改訂を行い、新機構への改組について、改組に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載し、情報発信に努めている。

さらに、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保するために、財務調査（第3フェーズ）を実施し、その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成24年12月に中間報告、平成25年3月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表したことも評価できる。

## **(9) 新機構への改組に向けた準備**

改組準備に向けての初年度であったが、社会保険病院等の院長との会議や委託先団体等との打ち合わせなどを通じて精力的に検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の大枠として運営方針を確定させており、改組に向けた準備作業は着実に前進したものと認められ、大いに評価できる。

具体的には、平成24年4月、現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、新体制の下、地域医療機能推進機構への改組準備が本格的に始まった。改組に当たっては、新機構の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を示しながら準備を進めている。

改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握されたことなど、準備作業を進める中で様々な困難が明らかとなった。

こうした様々な困難にもかかわらず、機構においては、委託先3団体のすべての病院長からなる院長会議を計6回開催するなどにより、新機構の使命、人事、給与、財務など新機構の運営の方針について徹底的に議論を行い、大まかな運営方針を確定させ、ほぼ工程表通りに進展させており、平成25年度の事項ごとの詳細な準備への基盤づくりを行った。

また、財務調査（第3フェーズ）で把握した、今後改善が必要な点については、病院を運営している各団体等に対し適切な運営ができるよう指導を行っている。

さらに、個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行っており、この結果は、平成26年度事業計画に反映されることとなる。

#### **(10) 財務内容の改善に関する事項**

平成24年度の収入については、譲渡収入がなかったものの、運用収益及び施設委託先特別会計清算金等の増により予算比3.8億円のプラスとなった。支出についても、各種の節減に取り組んだことにより、業務経費88億円、一般管理費0.5億円がそれぞれ予算比で節減が図られている。

具体的には、一般管理費については、国家公務員の給与改定及び臨時特例

に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しと同様の人件費の削減、調達の実績や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、予算147百万円に対して、実績は93百万円、予算比55百万円の減となっており、評価できる。

また、業務経費については、予算12,393百万円に対して、実績は3,616百万円、予算比8,776百万円の減となっている。この内、4,913百万円は災害復旧経費が発生しなかったこと、耐震補強工事の完了時期が平成25年度となり、当初予定していた支払が発生しなかったことが主な要因となっている。

### （11）その他業務運営に関する事項

人事については、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、一般職員については国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価を、譲渡専門職員については民間に準じた成果主義に基づく実績評価を行い、適切な人事管理が行われた点は、評価できる。

また、新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている約60の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られている。

なお、機構全体の業務体制としては、新機構への移行準備業務の比重が高いため、厚生労働省からの出向者が半数超を占めているが、独立行政法人としての特色を生かした人事体制が確立できるかといった点について、今後に期待したい。

平成23年度に係る国庫納付金は、予算計上はなかったものの、決算終了後速やかに3,085百万円を国庫納付しており、評価できる。

外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されており、社会保険病院等の運営又は管理に関する事項についても諮問を行うなど、環境

の変化に対応し、有効に機能させているが、今後の病院の譲渡に関しては、同諮問委員会を更に活用しつつこれを進めていくことが望まれる。

施設整理機構の保有する個人情報保護に関し、対処すべき問題は起きておらず、法務文書課を中心に適切に保護・管理に努めているものと認められ、引き続き適切な保護・管理を期待したい。

## (12) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

### ① 財務状況について

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

平成24年度においては、厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、社会保険病院等2施設の譲渡手続きを進めたが、引き渡しが平成25年度以降のため、平成24年度の譲渡収入はなく、経常損益では△35億円の損失となった。しかしながら、年金福祉施設等の運営委託契約解除に伴う施設委託先の特別会計清算金の額が確定したこと等による臨時利益を46億円計上したことにより、当期総利益11億円を確保した。

### ② 保有資産の管理・運用等について

施設整理機構が保有する資産は、販売用不動産である社会保険病院等と固定資産である事務室間仕切りやネットワークシステム等だけであり、平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）に該当する職員宿舎及び福利厚生施設等不要財産に該当するものの保有はなく、運営費交付金も受けていない。

また、施設整理機構においては、国庫納付までの間、業務上の余裕金について短期の資金運用を行っているが、運用方法は時価又は為替相場の変動等を受けない譲渡性預金、定期預金又は国庫短期証券に限定している。

以上のとおり、保有資産の管理・運用等は適正に行われており評価できる。

なお、いわゆる溜まり金の精査における運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、運営費交付金の受け入れがないため該当しない。

### ③ 組織体制・人件費管理について

役員（理事長）の報酬等については、特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるように努めている。

役員（理事長）の報酬等及び職員の給与等については、国の給与改正に準じた給与の見直しを行い適正な給与水準の維持に努めているところであるが、平成24年度においては、国家公務員の給与の改正及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年4月から平成26年3月までの間、役職員の俸給月額・賞与等の減額を実施したところである。また、国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等について（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。

平成24年度の当機構のラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与の見直しを行っており、対国家公務員指数で117.9となっている。施設整理機構の平成24年度のラスパイレス対象者は全員が国からの出向者であり、給与水準は国に準じた体系を取っていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらないが、こういった事情にもかかわらず、国の給与水準を上回っている原因は、以下の理由が考えられる。

- ・ 地域的要因

調査対象者全員の在勤地が東京都であること。

- ・ 職員構成の相違

調査対象者が8人と少なく、指数算出のための母数が小さいため、1人の給与が全体の指数に大きな影響を与える。今年度、当機構は管理職の高い割合となっている。

さらに、俸給、諸手当等の額は国家公務員の水準と同額であるが、各手当に関する支給額の平均が国家公務員の平均を上回っている。

- ・ 新機構改組へ向けた困難な業務に対応するための職員配置

現在、社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院の病院を運営している組織文化の異なる公益法人3団体を、統一的なルールを策定した上で独立行政法人に相応しい制度に移行する必要があるとあり、各団体との高度な折衝や調整が求められること。また、各種制度に精通しつつ、激変緩和措置を設けるなど柔軟に対応することも必要なことから、相当程度のキャリアを

積み、高い業績評価を受けている職員（管理職員）を配置したこと

なお、地域医療機能推進機構発足後の本部職員については、管理職員の配置割合を高くする必要がないため、このような状況は生じないものと思料する。

「行政改革の重要方針」による人員削減の取り組みについては、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。

施設整理機構は、平成17年度末の人員である36名ではなく、施設整理機構の業務が本格化した41名を基準として評価を行うものと考えているが、平成24年度においては、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置した一方で、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保しつつ、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、平成24年度末の常勤役職員数は平成23年度末比△1名の24名（対平成17年度比41.5%の減）となった点は評価できる。

#### ④ 事業費の冗費の点検について

施設整理機構においては、事務費等の駆け込み執行や不要不急な出張等を行われておらず、給与振込経費も支出されていない。その他、継続的に支出する事務経費について、その必要性等を点検し、契約終了を含めた見直しを行い、引き続き必要な契約についても契約相手方と値段交渉等を行うなど、徹底的なコスト削減を図った結果、一般管理費（人件費を除く）は平成17年度比60%減、平成23年度決算額との比較においても15%の節減を達成したことは評価できる。

#### ⑤ 契約について

施設整理機構においては、契約に係るすべての決裁について、事前審査として、①担当部、②総務部（経理担当）及び③理事長、理事、監事、入札執行及び契約審査担当の外部顧問等で構成する契約審査会における審査を受け、事後には、四半期後毎に役員会において契約内容の点検・検証を経て、契約監視委員会による審査を受けるという重層的かつ執行、審査の担当者（機関）の相互けん制が確保された審査体制が構築されている。

こうした審査体制や随意契約等見直し計画に沿って適切な契約の締結に努めた結果、平成24年度においては、一者応札・応募となったものはな

く、随意契約についても、全て随意契約によらざるを得ないもの（借地契約等）だけとなっている点は評価できる。

また、平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（行政改革実行本部決定）により、見直し方針が示されており、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わないこととされているが、施設整理機構において該当する支出はない。

#### ⑥ 内部統制について

理事長の役職員へのミッションの周知等については、当機構は、時限かつ小規模な組織で、与えられた使命・任務を全職員に深く浸透させ、迅速かつ確実に達成するため、業務の進捗に関しては、役員会（原則月1回開催）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、定例会議（週1回開催・全役職員）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っており、計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打ち合わせを行い、方針を決定し対処している。

理事長のリーダーシップについては、施設整理機構が時限かつ小規模な組織であり、迅速かつ適正に業務を推進しなければならないことから、予算・財務、人事・組織を含むすべての業務について、理事長が方針を示し、機動的に遂行する仕組みとすることにより発揮されている。

- また、理事長のマネジメントの実効性確保については、
- ・業務遂行の総括責任を有する各部長の下、統制ルートを明確化した組織体制の構築
  - ・毎週の定例会議における各部署ごとの業務報告の義務付け
  - ・理事・監事による事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）により担保している。

理事長のマネジメントの発揮状況について、監事が、業務の重要な方針決定を行う役員会（月1回）及び毎週の定例会議に出席するとともに、毎週1回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行う中で、日常的に確認しており、内部統制に関する独立的評価として、事業全般にわたる監事監査を年1回実施しており、その結果については監事から理事長へ直接報告をしている。

監事監査においては、①経営全般、②計数計画と実績・業績評価、③組織体制、人事・組織運営、④内部統制、コンプライアンス、⑤情報システ

ム、⑥外部監査、検査等の状況等について、各部に対しヒアリングを行うなど厳正な監査を実施している。

なお、監事は、業務の重要な方針決定を行う役員会（月 1 回）及び毎週の定例会に出席するとともに、毎週 1 回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議（決裁）の審査（監査）を行っており、日常的に客観的なモニタリングも行っているほか、監査報告を行い統制環境の改善を図っている。

リスクの識別・評価・対応については、全職員参加の毎週の定例会において、適宜状況報告及び進捗管理を行っており、計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打ち合わせを行い、方針を決定し対処している。

また、リスク対応の経緯等については、組織内で回覧する他、機構データベースに蓄積することにより、全職員で情報の共有化を図っている。

#### ⑦ 事務・事業の見直し等

##### 【病院の計画的整理】

平成 23 年 6 月公布の改正法の附則や同法の附帯決議も踏まえ、厚生労働省からの譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡を進めている。

・平成 22 年度においては、平成 23 年 2 月 18 日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）を岡谷市に譲渡し、平成 23 年 3 月 31 日に引渡しを完了した。

・平成 23 年度においては、平成 23 年 12 月 21 日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険鳴門病院（徳島県鳴門市所在）及び川崎社会保険病院（神奈川県川崎市所在）について譲渡手続きを進め、健康保険鳴門病院については平成 24 年 3 月 28 日に譲渡契約を締結し、川崎社会保険病院については平成 23 年度中に入札の準備を完了した。

・平成 24 年度においては、平成 23 年 12 月 21 日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等について、平成 24 年 5 月 18 日に一般競争入札を実施し、医療法人社団葵会が落札し、同日付で売買契約を締結した。

平成 24 年 1 月 9 日付で厚生労働省より学校法人東北薬科大学への譲渡指示のあった東北厚生年金病院については、平成 24 年 1 月 11 日付けで売買契約を締結した。

平成 24 年 1 月 9 日付で厚生労働省より委託先団体でもある公益社団法人地域医療振興協会への譲渡指示のあった東京北社会保険病院等について

は、平成25年1月23日付けで売買契約を締結した。

平成24年12月10日付で厚生労働省より富士川町への譲渡指示のあった社会保険鰯沢病院等については、山梨県富士川町との協議を開始した。

平成24年12月10日付で厚生労働省より公立紀南病院組合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院等については、同組合との協議を開始した。

**【業務の効率化】**

平成23年度に引き続き、両面・集約コピーの活用によるコピー用紙の節減や備品・消耗品等の継続的使用の徹底等経費節減に努めていることは評価できる。

**【事務所等の見直し】**

法改正により施設整理機構は、平成26年4月1日に、新機構に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなっている。

サテライトオフィスについては、現在、全社連から無償（電気代等の実費相当分の負担のみ）で借りている。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。